

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)				
②名称	Presidency of the Council of Ministers (PCM), The National Institute for the Defense of Competition and Protection of Intellectual Property (INDECOPI)				
③所在地	104 De la Prosa Street, Lima 41, Lima, Peru				
④連絡先	(電話) (51 1) 224 7800		(FAX) (51 1) 224 0348/9		
	(E-mail) rcabello@indecopi.gob.pe		(internet) http://www.indecopi.gob.pe		
⑤組織の長	Executive President				
	Mr. Julián Fernando Palacín Gutiérrez				
⑥沿革	(1) ペルーは、1969年アンデス条約として知られるカルタヘナ協定に基づくアンデス国家共同体(CAN)加盟国である。このカルタヘナ協定は、アンデス国家共同体の各加盟国の産業財産権を統一することを目的の一つとしている。この協定の現在の加盟国は、ペルー、コロンビア、エクアドル及びボリビアである。				
	(2) カルタヘナ協定の最高決定機関は、産業財産権法に関する共通規則を定める決定を行なっている。最初の決定は決定第85号であり、2000年12月1日から適用されている決定第486号に差替えられている。				
	(3) この決定第486号は、産業財産権法に関する共通規則を定め、発明特許、実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置デザイン、業務上の秘密、公告スローガン、商号、ラベル又は営業標識及び原産地名主要を対象としている。したがって、ペルーの産業財産権法は、この決定第486号に基づいている。				
	(4) ペルーにおいては、法律第823号(1996年5月24日施行)に基づく工業所有権法が並存している。				
	(5) ペルーは、1995年からTRIPS協定の加盟国である。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、競争防止、技術移転及び植物品種の保護、原産地名				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1980/9/4	1988/8/20	1985/8/7	1994/7/27	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1995/4/11		1985/8/24	1985/8/7
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	2018/12/27	2009/11/6		2002/3/6	2002/7/18
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	2009/1/20	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	2005/5/16
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
			2009/6/6		
ストラズブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,219	1,222	1,259	1,267
		(内 外国出願)	1,119	1,133	1,122	1,142
		(内 日本から)	45	60	32	49
		(内 PCTルート)	1,061	1,065	1,074	1,092
	実用新案	全数	280	256	309	416
		(内 外国出願)	25	31	22	14
	意匠	全数	349	381	382	276
		(内 外国出願)	257	247	249	183
		(内 日本から)	49	54	47	42
	商標	全数	26,996	29,972	35,247	31,166
		(内 外国出願)	8,073	8,591	8,538	7,588
		(内 日本から)	163	213	188	200
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	510	625	713	501
		(内 外国出願)	484	595	681	468
		(内 日本から)	36	32	46	26
		(内 PCTルート)	431	535	634	437
	実用新案	全数	128	207	208	135
		(内 外国出願)	11	21	34	10
	意匠	全数	266	453	293	228
		(内 外国出願)	202	315	199	153
		(内 日本から)	64	64	44	22
商標	全数	26,785	26,283	30,111	23,205	
	(内 外国出願)	8,764	7,731	7,625	6,399	
	(内 日本から)	198	177	208	177	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> 競争防止及び知的財産権庁(INDECOPI)は、産業、観光、国際貿易省(Ministry of Industry, Tourism, Integration and International Trade Negotiations) の下部組織である。

President of the INDECOPI : Mr. Herbert Tassano

Trademarks Office

Head of the Office: Mr. Miguel Angel Sánchez

Sub-head of the Office: Mr. Hugo Gonzales
Ms. Patricia Gamboa

解析者: 9名

補助者: 9名

Patent Office

Head of the Office: Mr. Nestor Escobedo

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009年2月2日施行(法律No.29316により改正されたCAN決定第1075号)及び2010年3月26日施行(行政立法令第29316号)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (CAN決定第486号第22条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルーに居所又は事業所を有しない出願人は、ペルーに在住の代理人を選定しなければならない。
	⑦出願言語	公用語(スペイン語) (立法令第823号第15条、アンデス共同体決議第486号第7条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (CAN決定第486号第50条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (CAN決定第486号第16条)
	⑩グレースピリオド	発明者又は権原承継人による開示、これらの人から直接又は間接に情報を得た者による開示、これらの人に対する背信行為による開示、又はこれらの人が公認の博覧会又は見本市における開示から1年。 (立法令第823号第24条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 文芸及び美術作品等 (3) 自然界に存在する生物学的物体等 (4) 知的活動における計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム、ソフトウェア等 (6) 情報の表示方法 (CAN決定第486号第15条、同第20条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。ペルーにおいては、アンデス協定決定第486号より、出願人は対応外国出願がある場合には、その対応外国出願の出願日、出願番号を記載して出願しなければならない(アンデス協定決定第486号27条h)。また、特許性の審査に必要な場合には国内当局から要求があった場合には、出願人は対応外国出願に関する書類を提出しなければならない(提出しなかった場合には当該出願は拒絶になる。アンデス協定決定第486号46条)。ペルー特許庁においては、提出された情報を考慮に入れて新たに先行技術調査が行われる。 (CAN決定第486号第48条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願の公告(公開)の日から6月以内。 (CAN決定第486号第44条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度:無。 早期審査制度:有。出願人は、方式審査後には(出願日又は優先権主張日から18月経過後の公開を待つまでもなく)、何時でも審査を請求することができ、結果的に審査を早期に進めることができる。 (CAN決定第486号第40条、第44条)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18月経過後。 (CAN決定第486号第40条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、公告日から60日以内に異議申立を行なうことができる。 (CAN決定第486号第42条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、無効を特許庁に申立てることができる。 (立法令第823号第86条、アンデス共同体決議486号第7条)
	⑱実施義務の有無	有。特許付与から3年、又は出願から4年の何れか遅い方までの不実施は、強制実施権設定の対象となる。(立法令第823号第75条、CAN決定第486号第61条)

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)		
	⑱費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料	
		クレームが10までの出願料 630.00 PES	
		10超の各クレームにつき 21.00 PES	
		優先権主張料 127.00 PES	
		審査料 507.50 PES	
		[特許権維持に掛かる費用]	
	年金		
	各年につき 227.50 PES		
	⑳料金減免措置の有無	無。	
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
实用新案制度	②最新实用新案法の施行年月日	2009年2月2日施行(法律No.29316により改正されたCAN決定第1075号)及び2009年2月1日施行(行政立法令第29316号)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (CAN決定第486号第22条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルーに居所又は事業所を有しない出願人は、ペルーに在住の代理人を選定しなければならない。
	⑦出願言語	公用語(スペイン語) (立法令第823号第15条)
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (アンデス共同体決議第486号第84条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (CAN決定第486号第85条)
	⑩グレースピリオド	発明者又は権原承継人による開示、これらの人から直接又は間接に情報を得た者による開示、これらの人に対する背信行為による開示、又はこれらの人が公認の博覧会又は見本市における開示から1年。 (立法令第823号第99条による同第24条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 文芸及び美術作品等 (3) 自然界に存在する等 (4) 知的活動における計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム、ソフトウェア等 (6) 情報の表示方法 (CAN決定第486号第15条、同第20条)
	⑫実体審査の有無	有。方式審査後、発明と同様に審査が行われる。 (CAN決定第486号第85条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度: 無。 早期審査制度: 有。出願人は、方式審査後には(出願日又は優先権主張日から18月経過後の公開を待つまでもなく)、何時でも審査を請求することができ、結果的に審査を早期に進めることができる。 (CAN決定第486号第85条、第40条、第44条)
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、公告の日から60日以内に異議申立を行うことができる。 (CAN決定第486号第85条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、無効を特許庁に申立てることができる。 (立法令第823号第99条による第86条)
	⑱実施義務	有。特許付与から3年、又は出願から4年の何れか遅い方までの不実施は、強制実施権設定の対象となる。 (CAN決定第486号第99条による第61条)

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
	⑱費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 クレームが10までの出願料 568.75 PES 10超の各クレームにつき 35.00 PES 優先権主張料 105.00 PES 審査料 253.75 PES [特許権維持に掛かる費用] 年金
	⑳料金減免措置 の有無	無。
	㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009年2月2日施行(法律No.29316により改正されたCAN決定第1075号)及び2009年2月1日施行(行政立法令第29316号)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (CAN決定第486号第114条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルーに居所又は事業所を有しない出願人は、ペルー在住の代理人を選定しなければならない。
	⑦出願言語	公用語(スペイン語) (立法令第823号第15条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年間 (アンデス共同体決議第486号第128条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (CAN決定第486号第115条)
	⑩グレースピリオド	無。
	⑪不登録対象	(1) もっぱら技術的又は機能的な面のみを要素としている意匠 (2) いかなる種類のものかを問わず衣類の物品の意匠 (CAN決定第486号第116条)
	⑫実体審査の有無	無。 (CAN決定第486号第124条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (CAN決定第486号第127条)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も、公告の日から30日以内に異議申立を行なうことができる。 (CAN決定第486号第107条)
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠の無効を特許庁に申立てることができる。 (立法令第823号第114条)
	㉓登録表示義務	
	㉔費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 568.75 PES 優先権主張料 127.40 PES 審査料 253.75 PES [意匠権の維持に掛かる費用] 年金 なし
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	<p>2009年2月2日施行(法律No.29316により改正されたCAN決定第1075号)及び2009年2月1日施行(行政立法令第29316号)</p> <p>(注)各改正は、本解析事項と無関係な事項の改正につき、従前の1996年法律第823号、CAN決定第486号により解析した。</p>
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関連	アンデス共同体加盟国
	⑤商標法の保護	<p>商品、役務、証明商標、団体商標、広告スローガン、商号、原産地名称表示、(立法令第823号第128号、第189条、第190条、第196条、第197条、第200条、第201条、第207条、第208条、第218条、第219号、第218条、第219号)</p>
	⑥商標の種類	<p>文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標(立法令第823号第128条)、 モノグラム、ラベル、音響商標、芳香商標(CAN決定第486号第134条)</p>
	⑦出願人資格	商標を使用している又は使用の意思を有する者及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	<p>先願主義。 (CAN決定第486号第136条)</p>
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルーに居所又は事業所を有しない出願人は、ペルー在住の代理人を選定しなければならない。
	⑪出願言語	<p>公用語(スペイン語) (立法令第823号第15条)</p>
	⑫商標権の存続期間及び起算日	<p>登録日から10年。10年毎に更新できる。 (CAN決定第486号第152条)</p>
	⑬グレースピリオド	<p>有。展示の場合、期間は展示日から6月。 (立法令第823号第152条)</p>
	⑭不登録対象	<p>(1)十分に識別性がない又は視覚的に表示できない標識 (2)商品若しくはその包装の通常の形状、又は対象となる商品若しくはサービスの特別な機能に由来する形状又は特徴からなる標識 (3)使用されている商品若しくはサービスに機能的又は技術的利点を与える形状からなる標識 (4)使用されている商品若しくはサービスの種類、質、量、目的、価額、原産地、生産時期又は他の詳細、特徴若しくは情報を指定若しくは説明するために供される標識又は表示のみからなる標識 (5)日常言語又はその国の使用状況において、関連する商品若しくはサービスを一般的又は通常に示すものとなった標識又は表示のみからなる標識 (6)特定の形状を表現する区分がない、個別の色彩からなる標識 (7)法律、道徳、公の秩序若しくは善良な習慣に反する標識 (7)(8)標章又は標章の構成要素として、襟章、旗章、紋章若しくは公式標識、及び国家が採用する管理又は保証を示す標識として、管轄当局の承諾を得ずに複製又は模倣した標識、並びに、紋章学的観点から見てその模倣である標識、更に、国際機関の襟章、旗章、他の紋章、名称並びに略称 (9)技術的な規格に適合することを表示する標識。 (10)アンデス共同体加盟国又は外国で保護されている植物品種の名称を、複製若しくは模倣した又はそれらを含む標識であって、標識が当該品種に関する商品若しくはサービスに使用される意向である場合、又はその使用によって当該品種と混同又はそれを連想するおそれがある場合 (11)保護されているワイン若しくは蒸留酒の原産地表示を含む標識 (12)適用される商品若しくはサービスに関して混同が生じるおそれがある、国内又は外国の地理的表示で構成される標識 (CAN決定第486号第135条、同第136条)</p>

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	(立法令第823号第186条)
⑰一出願多区分制度の有無	無。	ニース分類に基づく一出願一区分制での出願が行なえる。 (立法令第823号第138条)
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	(CAN決定第486号第144条、同第145条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。	(出願公開制度はないが、出願は方式要件を満たしていると公告(公開)される。(CAN決定第486号第145条))
㉒異議申立制度の有無	有。	利害関係人は、公告日から30日以内に異議申立を行なうことができる。 (CAN決定第486号第146条)
㉓無効審判制度の有無	有。	何人も登録から5年以内に、無効を特許庁に申立てることができる。ただし、理由が絶対的拒絶理由及び悪意による登録のときは期間の制限はない。 (CAN決定第486号第172条、立法令第823号第181条)
㉔不使用取消制度の有無	有。	継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (アンデス共同体決議第486号第165条)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	(ニース協定には未加盟) (CAN決定第486号第151条)
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。	商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡することができる。 (CAN決定第486号第161条)
㉘費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	登録出願料	479.50 PES
	[意匠権の維持に掛かる費用]	
	更新登録出願料	437.50 PES
㉙料金減免措置の有無	無。	